

日本腸管リハビリテーション・小腸移植研究会細則

1. 施設会員・個人会員に関する細則

- (1) 施設会員、個人会員は、本会の主催する学術集会において研究の成果を発表することができる。
- (2) 年会費は施設会員 15,000 円、個人会員 2,000 円とする。
- (3) 施設会員および個人会員は以下の理由によりその資格を喪失する。
 - 1) 退会
 - 2) 禁治産者および準禁治産者の宣告
 - 3) 死亡または失踪宣言
 - 4) 除名
 - 5) 2年間以上の会費の滞納

2. 名誉会員および特別会員に関する細則

- (1) 名誉会員および特別会員は会費が免除され、また世話人会に出席し発言できるが、議決に参加することは出来ない。

3. 賛助会員に関する細則

- (1) 賛助会員は本会の事業を後援する。
- (2) 賛助会員の会費は、年額 1 口 50,000 円、1 口以上とする。

4. 委員会に関する細則

- (1) 委員会は若干名の委員と一名の委員長で構成する。
- (2) 委員長は世話人会が選任する。必ずしも世話人である必要はない。
- (3) 委員は委員長が指名し、世話人会がこれを承認する。
- (4) 委員長は世話人会に於いて、活動報告を行う。
- (5) 委員および委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

5. 細則の変更

- (1) 本施行細則の変更は世話人会の議を経て決定する。

6. 事務局に関する細則

- (1) 本会の事務局を、大阪大学大学院医学系研究科小児成育外科学内に置く。

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-2

TEL: 06-6879-3753 FAX: 06-6879-3759

附則

本施行細則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

本施行細則は平成 27 年 4 月 1 日に改定した。

本施行細則は令和元年 9 月 20 日に改定した。

本施行細則は令和 2 年 11 月 1 日に改定した。